誓　約　書

令和7年（2025年）　月　日

豊 中 市 長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

　豊中市が実施する豊中市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業に係る公募型プロポーザルに参加するにあたり、次の事項を誓約します。

記

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこ

と。

(2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止

措置を受けていないこと。

(3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）

に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(4) 過去3年間において、官公庁におけるコンビニの設置、運営管理等の実績を有する

法人。

(5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64

条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴

う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であるこ

と。

(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条によ

る廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の

申し立てをしていない者であること。

(7) 平成12年4月1日以降の民事再生法第21条第１項又は第2項の規定による再生手

続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、

同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条

第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをし

なかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生

手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更

正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和

27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による

更生手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）をしていない

者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第

41条第1項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決

定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更

正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含

む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開

始の申立てをなされなかった者とみなす。

(9) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、その他の労働関連法令に違反し官公庁から

摘発又は勧告等を受けていないこと。

(10) 過去3年間において、法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税

及び地方消費税を滞納していないこと。

(11) 暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第1号に規定する

暴力団をいう。）又は暴力団員（豊中市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力

団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例第2条第3号に規

定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）が実質的に経営を支配

する事業者又はこれに準ずるもので、明らかに運営管理事業者として不適当であると

認められる者でないこと。